平成２２年（フ）第１３８４号
福岡市早良区荒江２丁目14番14―201号
債務者　坂本　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８７号
福岡市城南区別府６丁目２番39号
債務者　伊東　道子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８５号
佐賀県伊万里市立花町1489番地48
債務者　藤田　淳一
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２５号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２
債務者　平山　香織
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２６号
佐賀県武雄市東川登町大字永野7863番地
債務者　原田　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２８号
佐賀県伊万里市蓮池町128番地
債務者　内田　倫子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１２９号
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲4236番地
債務者　森　　孝司
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４０号
沖縄県浦添市内間３丁目５番11―301号　ヨシキ荘
債務者　宮城　奈美（旧姓渡嘉敷）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４２号
北海道日高郡新ひだか町静内こうせい町３丁目５番２号
債務者　後藤　紀子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
北海道小樽市オタモイ１丁目16番７号
債務者　鈴木　純子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１３４号
北海道苫小牧市しらかば町６丁目２番９号　ラビットハイツ106号
債務者　菊池　直美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県龍ケ崎市白羽３丁目12番地10
債務者　松本　健二
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
茨城県取手市戸頭４丁目８番６―103号
債務者　齊藤　隆雄
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
茨城県取手市白山３丁目５番14―101号
債務者　向後いづみ
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
茨城県取手市野々井236番地２
債務者　大嶋くに子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
茨城県取手市野々井236番地２
債務者　大嶋かおり
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
茨城県取手市宮和田163番地415
債務者　寺島　道子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
茨城県牛久市小坂町3239番地
債務者　根本ルミ子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係